

議案第46号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
8 介護保険法に基づく事務のうち、次に掲げるものの（同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。）	南部箕輪屋広域連合
(1)～(3) 略	
<u>(4)</u> 略	

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
8 介護保険法に基づく事務のうち、次に掲げるものの（同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、 <u>第79条第2項第1号（同法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）</u> 、 <u>第81条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）</u> 並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。）	南部箕輪屋広域連合
(1)～(3) 略	
<u>(4) 第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定</u>	
<u>(5)</u> 略	

(5) 略
(6) 略
(7) 略
(8) 略
(9) 略
(10) 略
(11) 略
(12) 略
(13) 略
(14) 略
(15) 略

(6) 略
(7) 略
(8) 略
(9) 略
(10) 略
(11) 略
(12) 略
(13) 略
(14) 略
(15) 略
(16) 略
(17) 第79条の2第1項の規定による指定の更新
(18) 第82条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の事業所の名称等の変更及び事業の再開の届出並びに同条第2項の規定による事業の廃止等の届出の受理
(19) 第82条の2第1項の規定による連絡調

- (16) 略
- (17) 略

整又は援助

- (20) 第83条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者等に対する報告等の命令及び立入検査
- (21) 第83条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する勧告
- (22) 第83条の2第2項の規定による公表
- (23) 第83条の2第3項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する命令
- (24) 第83条の2第4項の規定による公示
- (25) 第83条の2第5項の規定による通知の受理
- (26) 第84条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し及び効力の停止
- (27) 第85条の規定による公示
- (28) 略
- (29) 略

(18) 略
(19) 略
(20) 略
(21) 略
(22) 略
(23) 略
(24) 略
(25) 略
(26) 略
(27) 略
(28) 略
(29) 略
(30) 略
(31) 略
(32) 略
(33) 略
(34) 略
(35) 略

(30) 略
(31) 略
(32) 略
(33) 略
(34) 略
(35) 略
(36) 略
(37) 略
(38) 略
(39) 略
(40) 略
(41) 略
(42) 略
(43) 略
(44) 略
(45) 略
(46) 略
(47) 略

<p><u>(36)</u> 略</p> <p>略</p> <p>28 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(19) 略</p> <p>鳥取市、<u>倉吉</u>市、岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡の町及び日野郡日南町</p> <p>29 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(6)までに掲げるもの</p> <p>鳥取市、<u>倉吉</u>市、岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡の町及び日野郡日南町</p> <p>略</p>	<p><u>(48)</u> 略</p> <p>略</p> <p>28 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(19) 略</p> <p>鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡<u>三朝</u>町及び日野郡日南町</p> <p>29 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(6)までに掲げるもの</p> <p>鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡<u>三朝</u>町及び日野郡日南町</p> <p>略</p>
--	--

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表28の項及び29の項に掲げる許可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、

なお従前の例による。

3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。